

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW: 上海市の「労働契約法」に関する司法解釈

2009年3月3日に上海市高级人民法院は、「『労働契約法』の適用に係る若干の問題に関する意見」(滬高法[2009]73号)を发布了。同意見は、労働契約法施行後に疑義が生じた同法の解釈に一定の指針を与えるとともに、その中には、同法の施行後、労働者の利益保護の観点から各種の解釈がなされる中で、行き過ぎた解釈に一定の抑制を与える内容も含まれています。今回は、上海市の高级人民法院の司法解釈という地方の規範ですが、今後の労働契約法の運用の参考ともなうと思いますので、その内容を検討、紹介したいと思います。

Q: 当社(A社)は、2005年に上海市に当社グループの製品の中国国内販売に従事する独資の販売会社B社を設立しました。2008年1月1日から施行された労働契約法に対応するよう、従前の労働契約を見直し、また、B社の就業規則等も見直しました。特に、期間がない労働契約の締結要件について注意し、実際に締結する労働契約についても、労働契約期間を調整しました。

この度、B社の総経理から「上海市では、裁判所の解釈により労働契約法が変更されたので、再度、労働契約及び就業規則の内容を見直し、労働組合との協議を経た後に、董事会において修正後の労働契約及び就業規則を再度承認していただきたい。」との連絡がありました。

総経理のいうように、上海市では労働契約法が変更されたという事実があるのでしょうか？

A: 「労働契約法」中には、解釈上必ずしも明確でない部分や、法の文言通りに形式的に適用すると労働者の保護に過剰に傾きすぎ現実的でなくなるおそれがある部分などがいくつか含まれています。上海市の高级人民法院が發布した「『労働契約法』の適用に係る若干の問題に関する意見」(以下「上海法院意見」といいます。)は、このような部分についての上海市高级人民法院の解釈を示したもので、「信義誠実を奨励し、双方当事人の利益のバランスを図る」ことを目的として、同法の内容をその解釈目的に従って一定程度実質的に限定又は修正する内容を含んでいます。

「労働契約法」は、全人代が制定した法律ですので、上海市の高级人民法院がこの「労働契約法」を正式な意味で改正することはできませんが、労使間の利益のバランスを考慮した合理的な解釈を示し、かつ、上海市における裁判の基準となることで、同法の形式的な適用による弊害を、上海市の運用において實際上緩和・是正する効果を有しているといえます。以下、その主な内容を簡単に紹介します。

1 労働契約未締結の場合の処理(「上海法院意見」第2条)

「労働契約法」では、1か月以上労働者と労働契約を締結していない場合、雇用者は賃金の二倍払いを義務付けられますが、実務上は、雇用者が労働契約を締結しようとしても労働者側が(賃金の二倍払いを受けることを意図して故意に)これを拒否する等、雇用者の努力にもかかわらず1か月内に締結に至らないケースも生じます。このような場合にも常に雇用者に賃金の二倍払いを義務付けることは、雇用者に酷な結果となることから、「上海法院意見」は、労使間の利益のバランスを考慮してこれを修正し、雇用者には契約締結に向けて誠実に協議する義務があることを前提に、雇用者が当該義務を果たしたにもかかわらず、雇用者の原因によらずに(例えば、不可抗力、意外状況の発生又は労働者による労働契約締結拒絶等により)1か月内に労働契約を締結するに至らなかった場合には、賃金二倍払いの規定を適用しない旨を明確にしています。

また、「上海法院意見」は、労働者が労働契約締結を拒絶し、かつ、これを引き続き履行することも拒絶した場合には、労働者が一方的に労働契約を終了させたとみなす(即ち、経済補償金の支払不要とする)旨も規定し、労使間の利益のバランスに考慮しています。

2 労働契約の変更(「上海法院意見」第3条)

「労働契約法」上、労働契約の内容を変更する場合には、「書面形式」でその変更を「合意」することが求められています。しかし、実務上は、労働契約の内容、特に、職位や職務内容、賃金等は、時間の流れ、勤務状態、雇用者の経営状態により都度変わっていくものであり、その都度労働契約の変更合意書を作成して労使双方の個別の署名押印を要求するような形式で書面性を具備することが現実的でない場合があります。

そこで、「上海法院意見」は、文字その他の形式で労働契約を法により変更したことを証明することができるものであれば、「書面により」変更したとみなす旨を規定しています。

なお、この「上海法院意見」は、給与明細(工資単)や職位変更通知でも「書面」性を満たすと規定しているものの、労働契約内容の変更について合意を不要とする趣旨とまで解釈することはできないように思われ、「合意」が必要であることは前提としたうえで、合意を立証する「書面」は必ずしも変更合意書等の契約文書形式でなくともよい趣旨と解するのが無難であると思われる。

3 固定期間がない労働契約(「上海法院意見」第4条)

「労働契約法」上、固定期間のある労働契約を2回連続して締結したうえでこれを更新する際に労働者が固定期間のない労働契約の締結を求めた場合や、労働者が勤続満10年となった場合等、一定の場合には固定期間がない労働契約を締結する必要がありますが、「上海法院意見」は、その取扱いをより一層明確化する次のような規定を置いています。

- (1) 労働者が固定期間のない労働契約の締結を求めており、その要求が法に適合しているにもかかわらず雇用者が締結しない場合には、締結済とみなすこと。この場合、労働契約期間以外の双方の権利・義務の内容は元の契約によって確定すること(書面契約のほか、事実上の労働関係において確定される内容を含む。)
- (2) 固定期間がない労働契約の締結条件を満たすにもかかわらず、労働者が雇用者と固定期間がある労働契約を締結した場合には、固定期間がある労働契約として有効であること。
- (3) 労働契約期間が法定の期間延長事由(「労働契約法」第45条)により期間満了が順延された結果、同一の雇用者における労働期間が10年を超えたとしても、それだけでは固定期間がない労働契約の締結条件とはならず、順延された期間が満了した時に、労働契約を期間満了により終了させることができること。
- (4) 「労働契約法」第14条第2項第(3)号が定める固定期間がない労働契約を締結すべき時期・場合とは、固定期間がある労働契約を連続2回締結した後に、労働者と3回目の労働契約を締結する時であって、その時に労働者が固定期間がない労働契約の締結を求めた場合をいうこと。

上記(1)、(2)、(4)は、3回目の労働契約を締結する際に固定期間がない労働契約とするか、固定期間のある労働契約とするかは労働者の意思で選択可能であるという考え方を示していると解され、「労働契約法」の趣旨をより明確化した内容と考えられます。

一方、その前段階として、そもそも3回目の労働契約を締結するか否か自体を雇用者が任意に選択することができるのか(換言すれば、2回目の固定期間のある労働契約を期間満了により終了させ、以後更新しない判断を雇用者が任意にすることができるのか)については、「上海法院意見」は必ずしも明確にしていまません。「労働者と3回目の労働契約を締結する時」という文言や、3回目をカウントする意義、更には、上記のように固定期間がない労働契約の締結条件を満たした場合にも、労働者が雇用者と固定期間がある労働契約を締結することを認めていることからこの場合にも労働契約期間の満了による労働契約の終了を予定しているとも考えることができることから、これを可能と解することが前提にあるように思われるものの、上海の労働部門においてこの点が統一的に理解されているかはなお不明であり(「上海法院意見」発布後に上海の労働部門に対して行った匿名・非公式ベースの電話ヒアリングでは、なお担当者により回答に差があるようです。)、労働部門及び人民法院の解釈動向及び判決動向が引き続き注目されます。

4 契約解除告知期間代替賃金の基準(「上海法院意見」第5条)

労働者が医療期間満了後も元の業務に就くことができず、かつ、雇用者が別途手配した業務にも従事することができない等の「労働契約法」第40条所定の解除事由を満たす場合、雇用者は30日前に労働契約解除を通知するほか、通知期間を置く代わりに1か月分の賃金を支払って解除することも可能です。この通知期間を置く代わりに支払う「1か月分の賃金」は、「労働契約法实施条例」は前月の賃金基準を基準とすると規定していますが、「上海法院意見」は、単に前月の賃金のみを基準とするのでは、前月の賃金が高すぎたり低すぎたりする場合もあり必ずしも公平を図ることができるとは限らないとして、これを前月の正常な賃金水準と解したうえで、前月の賃金が正常な賃金水準を反映していない場合には、解除前12か月の平均賃金を基準とするとしており、「労働契約法」を実質的に修正する内容となっています。

5 労働期間満了後の服務期間(「上海法院意見」第6条)

服務期間とは、通常、雇用者が費用を負担して労働者に専門技術トレーニング等を行った場合に、雇用者のもとでの就業を一定期間義務付ける(離職を禁ずる)期間です。実務上、労働契約期間は短く設定しているにもかかわらず服務期間を長く設定したために、労働契約期間の満了時になお服務期間が残存する事態が生ずることがあります。この場合、「労働契約法実施条例」第 17 条は、労使間で特段の約定がなされない限り、労働契約期間が服務期間満了まで延長されると規定していますが、逆に、服務期間の満了を待たずに、当初合意していた労働契約の期間満了をもって雇用者から労働契約を終了させることの可否は明確ではありませんでした。

この点、「上海法院意見」は、雇用者による服務期間中の在職要求権の放棄という理論構成により、服務期間が残存していても、労働契約期間が満了している場合には労働契約を終了させることができる(ただし、雇用者からの終了であり服務期間違反の賠償請求はできない)としています。

なお、服務期間中の在職要求権の放棄により労働契約を終了させることがいつまで可能であるかについては、「上海法院意見」は明確にしていません。一旦服務期間中の在職を求めた場合には服務期間満了までは労働契約は存続することとなる以上、雇用者による在職要求権の放棄による労働契約の終了は、労働契約期間が満了し服務期間中の在職を求めるか否かの選択の場面でのみ可能と解するのが合理的と思われるます。

6 雇用者の違法解除・終了の範囲(「上海法院意見」第8条)

「労働契約法」第 48 条は、雇用者が違法に労働契約を解除・終了させた場合には、雇用者は労働者に賠償金の支払義務を負う旨を規定していますが、「上海法院意見」は「労働契約法」第 48 条の適用場面を合理的な範囲に限定し、同条は、単なる手続的瑕疵のみがある場合(例えば、労働者が法定の解除条件を完全に満たすものの雇用者の解除通知期間が 30 日に満たない等)には適用しないとしています。

7 不明確な競争禁止条項の処理(「上海法院意見」第 13 条)

労働者との合意により、労働者に離職後の競業禁止義務(最長2年)を課すことがありますが、それには、競業禁止期間中労働者に毎月一定の補償金を支払うことが必要となります(「労働契約法」第 23 条第2項)。しかし、実務上は、競業禁止自体は合意したものの補償金については合意がなされていない場合や、補償金の基準が明確でない場合があります。「上海法院意見」は、補償金の額や競業禁止期間が明確に合意されていなくとも競業禁止義務自体の効力が直ちに否定されるわけではないという考え方を前提に、この場合の処理基準を次のように明確化しています。

- (1) 補償金の合意がなくとも競業禁止義務自体は有効に拘束力を有する。この場合、補償金の基準は労使間で引き続き協議して合意すべきこと、合意することができない場合には、労働者の正常な賃金の 20-50%を基準として補償金を支払うべきこと。
- (2) 競業禁止の期間が明確に合意されていない場合にも、競業禁止期間を2年を上限として労使間で引き続き協議して合意することができること。

以上、「上海法院意見」の主な内容を紹介しましたが、このほかにも、労働者の期間満了前の解除に対する雇用者の特別待遇返還請求(「上海法院意見」第7条)、高額財産占有労働者との担保提供合意の効力(「上海法院意見」第 12 条)、「同一労働同一報酬」原則の捉え方(「上海法院意見」第 14 条)、「労働契約法」施行前に締結された労働契約が終了する場合の経済補償金の計算法、外国企業の上海事務所の訴訟主体としての地位「上海法院意見」(第 22 条)等についても規定が設けられています。

「上海法院意見」は、上海における労働訴訟の解釈基準にすぎませんが、これまであまり議論がなされてこなかった雇用者側の自治管理権や、労使間の利益のバランスに考慮されている点で目新しい内容を含んでおり、少なくとも上海市における労働紛争においては、今後は雇用者の自治管理権や労使間の利益のバランスに配慮したうえで司法判断がなされることが期待されます。

こういった解釈方針は、法の形式的な適用による行き過ぎた結果を是正する働きをもつものと思われることから、今後は、他地域においても、雇用者の自治管理権や利益のバランスといった事項が労働紛争において考慮されるよう期待したいものです。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆8月の主要経済指標：国家統計局等の発表によると、1-8月の固定資産投資額は前年同期比+33.0%で、1-7月に比べ0.1ポイント増加し、引き続き高水準で推移している。8月の工業生産は、前年同月比+12.3%と、4ヶ月連続で増加率が拡大。1-7月の社会消費財小売額は前年同期比+15.1%、増加幅は前月比0.1ポイント拡大。消費者物価指数(CPI)と卸売物価指数(PPI)は、前年同月比でそれぞれ▲1.2%と▲7.9%と、下落幅は前月に比べ0.6ポイント、0.3ポイント縮小した。同局は、1-8月の指標について、09年通年のGDP成長率目標の8%達成に向けて、良好な土台が築かれつつあることを示しているとしている。一方、対外貿易は低迷が続く、8月の輸出は前年同月比▲23.4%の1037.1億米ドル、輸入が同▲17.0%の880.0億米ドルと共に2ヶ月連続で減少幅が拡大し、回復の兆しが見えていない。なお、8月の対内直接投資(実行ベース)は前年同月比+7.0%の75.0億米ドルで、今年に入り初めてプラスに転じた。

【産業】

◆8月の自動車生産・販売 好調が続く：中国自動車工業協会の発表によると、8月の自動車生産台数は、前年同期比+86.10%の114.07万台、販売台数は同+81.68%の113.85万台と共に6ヶ月連続で100万台を超えており、中国自動車産業が生産・販売共に月間100万台時代に入ったと指摘した。うち、乗用車の生産台数は、同+97.23%の85.75万台、販売台数は同+90.18%の85.83万台と好調が続いている他、商用車も生産台数が同+58.95%の28.32万台、販売台数が同+59.82%の28.02万台と増加基調が顕著になりつつあり、乗用車に偏った成長構造の改善が見られる。同協会は、政府主導の支援策が好調な自動車生産・販売に大きく寄与したとし、今後の自動車減税策の延長と自動車振興策の具体的措置の確実な実施を訴えかけている。

◆8月の70大都市不動産販売価格 前年同月比2.0%上昇：国家統計局の発表によると、8月の全国70大都市の不動産販売価格は前年同月比+2.0%となり、上昇幅は前月より1.0ポイント拡大した。うち、新築物件は前年同月比+1.5%で、販売価格が上昇した都市は、金華(+7.5%)、寧波(+7.4%)、銀川(+6.8%)、錦州(+6.6%)、西寧(+4.9%)等52都市。中古物件は前年同月比+3.6%で、販売価格が上昇した主な都市は深圳(+14.9%)、温州(+9.1%)、金華(+8.1%)、杭州(+7.8%)、洛陽(+7.2%)等47都市となった。一方、販売価格を前月比で見ると、+0.9%と、上昇幅は7月と同水準にとどまっている。

【金融・為替】

◆香港で人民元建て国債発行 本土以外で初：8日、中国財政部と香港特別行政区政府は、今月28日に香港で60億元の人民元建て国債を発行すると発表。人民元建て国債が本土以外で発行されるのは今回が初めてで、中国政府は、香港が国際金融センターとして人民元業務を拡大させることを支持し、香港経済の活性化を促進する重要な措置の一つとしている。香港政府も、香港における人民元業務の拡大、大陸・香港間の金融連携の強化に繋がる動きとして歓迎し、香港の国際金融センターとしての地位確立に大きな意義を持つと表明した。中国政府は、金融危機の中、昨年12月の韓国を始めとする6ヶ国・地域との通貨スワップ協定の締結、今年7月の人民元貿易決済の解禁等、人民元国際化の動きを加速させており、今回の人民元建て国債の発行はその一環とも見られている。

<8月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(都市部)*	(億元)	112,985 33.0
第一次産業	(億元)	2,053 60.4
第二次産業	(億元)	48,452 27.0
第三次産業	(億元)	62,480 37.3
工業生産(付加価値ベース)**	-	- 12.3
社会消費財小売総額*	(億元)	78,763 15.1
消費者物価上昇率(CPI)	-	- ▲1.2
工業品出荷価格(PPI)	-	- ▲7.9
原材料・燃料・動力購入価格	-	- ▲11.4
輸出	(億ドル)	1037.1 ▲23.4
輸入	(億ドル)	880.0 ▲17.0
貿易収支	(億ドル)	157.1 ▲46.5
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル)	75.0 7.0

*:1-8月の累計ベース。

**:独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象

(出所:国家統計局等の公表データ)

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD	EUR		金利 (1w)	上海A株 指数	前日比		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比					
2009.9.7	6.8304	6.8285~6.8304	6.8290	-0.0010	7.3277	-0.0240	0.8811	-0.0001	9.7961	0.0457	1.7000	3023.69	20.50
2009.9.8	6.8295	6.8275~6.8303	6.8275	-0.0015	7.3994	0.0717	0.8810	-0.0000	9.8565	0.0604	1.7000	3075.55	51.86
2009.9.9	6.8283	6.8272~6.8294	6.8288	0.0013	7.3849	-0.0145	0.8810	0.0000	9.8985	0.0420	1.6600	3092.10	16.55
2009.9.10	6.8281	6.8279~6.8294	6.8294	0.0006	7.4218	0.0369	0.8810	0.0000	9.9348	0.0363	1.5000	3069.59	-22.51
2009.9.11	6.8283	6.8273~6.8297	6.8290	-0.0004	7.5090	0.0872	0.8811	0.0001	9.9626	0.0278	1.8000	3137.81	68.22

RMB レビュー&アウトルック

週初、中銀基準値は6.8305と6.83台を維持したが、当局者より楽観的な中国経済の見通しが伝えられたこともあり、日中取引で人民元買い意欲が強まると人民元は6.82台へ上昇した。ただ発表された市場予想を上回る経済指標にも更に上値を追う動きとはならず、結局6.8290で越えた。対主要通貨で米ドルの下落が鮮明になる中、人民元相場も対米ドルでの上昇圧力が高まっている。外需の回復が確認されない中、高値警戒感から上値も限定的と思われるが値幅の中心は従来の6.83台から6.82台へと小幅に切り上げて推移するものと思われる。(9月11日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 国慶節前後の営業日のお知らせ

9月27日(日)： 営業(但し外貨取引は、人民元・外貨両替を含めお取り扱いできません。)
9月28日(月)~9月30日(水)： 通常営業
(10月1日(木)から10月8日(木)までは銀行休業日)
10月9日(金)： 通常営業
10月10日(土)： 営業(但し外貨取引は、人民元・外貨両替を含めお取り扱いできません。)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。